

平成 25 年度

第 3 回 山陽小野田市特別職報酬等審議会
會議資料

山陽小野田市総務部人事課

会議録

会議名	第1回山陽小野田市特別職報酬等審議会
会議日時	平成25年11月20日(水) 10時~12時
開催場所	市役所3階 議会会議室1
出席者	尾崎燎子委員、河口レイ子委員、塩田賢二委員、田中剛男委員、信次満知子委員、平田武委員、藤村嘉彦委員、宮本政志委員、吉川邦男委員
欠席者	伊藤博夫委員
事務局	市長 白井博文、人事課長 小野 信、人事課主幹 大谷剛士、人事課 福田智之
会議次第	<p>1 辞令交付 2 市長あいさつ 3 委員の紹介 4 会長の選出 5 質問 6 議事</p> <p>(1) 市議会議員の議員報酬の額について (2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について</p>
会議内容	<p>○事務局から山陽小野田市特別職報酬等審議会に関する規則第5条第3項の規定により会議が成立することを報告。</p> <p>○委員からの推薦等がなかったため、事務局一任により、平田委員を会長に選任。</p> <p>議事</p> <p>(1) 市議会議員の議員報酬の額について</p> <p>【委員】 議題について事務局の説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 市議会議員の議員報酬の額等について、配付した資料に従い説明（事務局案も含む）。</p> <p>【委員】 事務局の説明について質問があればお願いします。</p> <p>【委員】 審議の前に理解しておきたいが、期末手当の算出時に加算というものがありますが、これは他の自治体でも慣習的にあるのですか。</p>

減額措置がある中で、加算があるのは不思議な気がします。

【事務局】

期末手当は条例の規定に基づき、報酬または給料の月額に一定の率を乗じて算出します。6ヶ月であれば、1.45ヶ月を報酬額の37万円に乗じて算出することとなります。通常であれば、この計算で期末手当の額は決まりますが、現状は、条例の規定に基づき加算率を乗じて算出した額となります。つまり報酬を1.2倍にして、1.45ヶ月を支給することとなっています。これが山陽小野田市だけかというと、他市においても同じように期末手当を支給する際には、こういった加算措置があります。

【委員】

そのことは、法律で決まっているのですか。

【事務局】

期末手当は支給することができると規定されています。あくまでもできる規定です。

【委員】

わかりました。

【事務局】

補足になりますが、類似団体の資料を御覧ください。16番目の高砂市については、加算措置がありません。その代わりかどうかはわかりませんが、期末手当の支給月数が他市と比べて大きな数値となっています。結果として加算したのと同じ状況です。県内の市は、下関市は若干異なりますが、ほぼ20%の加算率で横並びです。

議員の報酬については、平成17年度の報酬審議会において本来支給すべき報酬の額ということで御審議いただき、先ほど市長も説明しましたが、合併前の旧小野田市の報酬の額を基礎とすることが適当であると答申いただいた結果、37万円となりました。しかし、非常に厳しい財政状況ということで、民間企業等が通常用いる賞与カットの手法に習い期末手当を100%カットした額が適当であるとも答申いただいております。そうすると年額ベースで、37万円かける12ヶ月分の444万円ということで答申はいただいておりますので、ご説明したとおり、現在、月額報酬は37万円ではなくて期末手当分を減額した額で支払っています。

【委員】

せっかく資料があるので、市議会の活動状況等の説明をお願いします。議員報酬を審議する上で活動状況がわかると理解が深まると思います。

【事務局】

市議会の活動状況等について、配付した資料に従い説明

【委員】

特別委員会や協議会などの委員を兼ねておられている議員さんもいますか。

【事務局】

先ほど市長からも説明がありましたが、平均すると 100 日程度、3 ヶ月ちょっとくらいかなと思います。特別委員会については、平成 21 年度ま

ではあまり多くなかったですが、平成 22 年度以降は多く開催されている

状況です。その関係もありまして平成 20 年度、21 年度では 112 日とか 120 日の活動状況となっていましたが、平成 22 年度以降は、180 日前後の日数となっています。議員さんは過去と比べると委員会や議会報告会など以前に比べれば活発になっているという状況かと思います。

【委員】

山陽小野田市特別職報酬等審議会規則第 6 条の規定に、審議会は必要があると認めるときはと前提はありますが、「関係者の出席を求め説明または意見を聞くことができる」と書いてあったのですが、今事務局の方から議会の活動状況について大まかな説明を受けましたが、議会の話なので議員の方から直接、山陽小野田市の議会の活動内容などの説明を受けてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】

議会の議員さんに説明を求めるということですか。

【委員】

そうです。公平な立場であるべきなので意見は必要ないと思います。ただ、現状で私が知りうる限りでは、山陽小野田市の議会活動は他市に比べて活発であると思います。しかし、思っているだけで現状はよくわかりませんので、議会の議員の方に来ていただいて、現在の活動状況をこの場で御説明していただいて判断の材料にしたいと思い提案させていただきました。

【事務局】

議員さんにお出席いただくという御提案が出ましたが、この審議会で必要と認められれば事務局から議会の方に依頼します。ただし、御承知のとおり 12 月の定例議会が始まりますので、本審議会の委員さんの日程と議会等の日程が合うかどうかが微妙な時期となりますので、調整が難しいかもしれません。

【委員】

この審議会は公開ですよね。傍聴も可能だと思いますが。

【事務局】

傍聴は可能です。

【委員】

本日は傍聴者の方はいらっしゃいませんが。過去は議員さんがおられたこともあります、議員さんの報酬を審議する上で例えば、ずっとこの場にいらしたら審議がやりづらい気がします。活動状況などは間接的に聞くということはいろんな所でできると思うのですが、この審議会に来ていただくことはどうかと思います。

【委員】

説明は、議会事務局からでもいいのではないかでしょうか。

【事務局】

議会事務局に説明していただき、質問等があれば説明後にしていただき、審議になれば退出していただくことでもよろしいかとは思います。議会事務局であれば活動を把握されているでしょうからその方が議員本人が来られるよりは良いと思います。

【委員】

事務局で調整をお願いします。

【事務局】

わかりました。

【委員】

資料の中で、今まで報酬等を減額したことによる財政効果が特別職等で合計4,400万程度となっています。それだけ経費が助かったと。当然財政難でそういう措置が取られているので、財政状況が改善されればその部分がなくなるということでしょうが、目安としてこれに職員の給与削減措置を加えると年間で財政効果は1億円程度になるとみていいのでしょうか。

【事務局】

職員だけで1億2~3千万円程度の効果があります。

【委員】

もう8年していますからそれだけで10億円くらいの財政効果にはなりそうですね。

【事務局】

はい。

【委員】

議員の方の出務手当2,000円についてですが、月額で報酬をお支払しているのに、そこに日額報酬の様な手当があるというのは納得できませんが、説明をお願いします。

【事務局】

申し訳ありませんが、出務手当が支払われることに至った経緯等については、現在確認中です。合併前の旧小野田市時代からあった手当であろうかと思いますが、確認出来次第御報告いたします。

【委員】

不思議な感じがしましたので、よろしくお願ひします。出務手当は、年間どの程度支払われていますか。

【事務局】

昨年度実績は 76 万円、その前年度が 90 万前後であったと聞いています。議会が閉会中に開催された委員会等への出席について支払われる手当で、近年は委員会の活動も活発ですのでそれに伴って年間 80 万円程度支払われているということになります。他市のように実費弁償でお支払いするとこれ以上の支出があるのではないかとの印象はあります。

【委員】

実費弁償というのは、何をもっての実費のことですか。

【事務局】

例えば他市においては、距離に応じ 1 kmにつき 3.7 円を交通費としてお支払するなどの実費弁償の形をとっています。

【委員】

考え方として、議会出席のためだけに報酬を払っているわけではなく委員会も含めた報酬だと思いますので、仮に報酬の額をあげてもよいですが、別途に日当というか支払いがあるというのがおかしいと思います。

【事務局】

報酬に対する審議後の付帯意見として議論頂ければと思います。

【委員】

今の話は、報酬を決める上で関係があるのでないかと思います。報酬の額を決めた後でというのはどうかと思います。

【委員】

出務手当については、議会事務局の方に経緯を聞いて調べておいてください。

【委員】

出務手当は条例に規定されているので、これを廃止するのであれば条例改正という措置も必要です。そういう大事なところをあやふやにして結論をだすと大変無責任な結論になりますので、時間も関係するとは思いますが大事なところですのでよろしくお願ひします。

【事務局】

わかりました。

【委員】

財政状況等を平成 17 年度と比較したデータが無いと、どの様に財政状況が良くなっているのかがわかりません。公債費率 18.8% というのはあまり良くないと思いますが。

【事務局】

はい。

【委員】

下松市、光市を人口 5 万人規模とみると相当実質収支も劣っています。それから財政力もどうなのでしょうか。その比較がどういう方向にいくかはわかりませんが、それは一番大きなところです。

また、補助金がカットになっていますが、それは戻せるのか、戻せるならば、どこまで戻せるのかといったデータが全体的にありません。

今、削減措置を戻そうという市長の案がありますが、どの程度というのが非常に分かり難いです。

【委員】

今の資料に関連するのですが、県内と類似団体との比較が出ていますが、これに加えて標準財政規模がそれぞれどのくらいのものなのかというデータを合わせていただけると考え易いと思いますのでよろしくお願いします。

【事務局】

委員さんから御要望のあった資料等につきましては、でき次第送付させていただきます。

【委員】

平成 23 年度の審議会における事務局の主な発言中の 4 番目についてですが、最近市長が申されているのは、国家公務員給与削減法が成立し国家公務員の給与が 2 年間、平均 7.8% 削減されることとなった。これを目標年次にしたいといわれている。まず、この意味が後で確認したいです。それから、その 2 年間において、財政状況が回復すれば、最初は補助金等の市民サービスを回復し、次に職員の給与カットの回復、そして最後に議員、特別職の報酬等のカットを回復していくという考え方であると書いてありますね。これをもう少し詳しく教えていただきたい。

【事務局】

平成 23 年度の東日本大震災の関係で国家公務員が平均で 7.8% の給与カットを実施しまして、来年の 3 月 31 日までとなっておりますが、先ほど市長が申し上げた市の職員についてもこれに準じてではないですが、既存のカットに 2 % の上乗せをして 7 %、5 % カットなどとしています。国も来年の 3 月 31 日までの措置ですので、市長もその段階まで削減していきたいと、そこを目標年次として削減していきたいという

意味で、事務局の方から発言があったのだと思います。ただし、発言された時から2年間が経過し、財政状況がどう変わったかなど先ほどの意見の中であった資料等を作成いたしますので、見ていただいて検討いただければと思います。次に削減措置の回復の順序とすれば、まずは市民サービスを回復し、次に職員、最後に議員、特別職という順番の発言が平成23年度にありますので、順序がおかしくなってもいけませんので、補助金カットの状況等も確認しまして、方向性を示すだけになるかもしれませんが報告いたします。

【委員】

質問はつきませんが、議題の(2)の特別職に関する説明をお願いします。

【事務局】

市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について資料にもとづき説明

【委員】

水道及び病院の事業管理者は前回も審議の対象でしたか。

【事務局】

対象です。

【委員】

市長の退職金については、前回はありましたが今回も対象になりますか。

【事務局】

報酬の額を審議いただくのですが、その中で手当等については付帯意見ということで意見いただいてもいいかなと思います。

【委員】

議員は議員報酬の額、市長、副市長、事業管理者は給料の額についての諮問となっていますので、それ以外のことと言及したらおかしいと思うのですが。

【事務局】

諮問書には、報酬の額と給料の額とありますので、条例上の報酬及び給料の額が適当であるかの答申を頂きたいと思いますが、手当等につきましても、この諮問の中には入っていませんが、付帯意見ということでお示しいただければと考えております。

【委員】

審議会は2年ごとので退職手当は関係ありますか。

【事務局】

任期満了に伴う場合は対象となりませんが、そうでない場合は関係してくる可能性があります。

【委員】

諮問の主文でない部分を相談するのはおかしい気がします。

【事務局】

給料の全体像を出すときの1つの議論材料としていただいて結構です。

【委員】

諮問の範囲についてですが、議員で言えば出務手当は範囲に入ると、政務活動費についてはどうかと。期末手当は当然付帯の方にいれてもいいと。我々としてはその範囲をきちんと決めたほうがいいのではないかと思うのですが。

【事務局】

議員については報酬と出務手当になります。政務活動費は報酬といった性格のものではなく、あくまでも政治活動の費用であり報酬とはすみわけが違うと思いますので、そこまでの言及は必要ないと思います。

【委員】

議員さんはいろいろと政治活動されているのですが、やはりそれに費用がかかるため政務調査費というものがあるのだと思いますが、報酬とも微妙に絡みがあります。現状では月6,000円が支給されていますが、ここだけでは収まらないで報酬のほうから当然出して活動されているということも聞いたりします。報酬の額をこのままにして政務活動費を増やしていくのか、政務活動費はそのままで報酬の額をあげていくのかと、どうするのかなと思いまして。

【事務局】

政務調査費はあくまでも議員さんの政治活動費であり、報酬などの労働の対価ではありませんので、報酬とは別に考えていただいてここではそれも議論はされても結構ですが、答申へ盛り込むことは好ましくないと思います。

【委員】

今までの答申内容がありますので、そのあたりも確認いただいたらいよいと思います。事務局は、先ほどからの意見にあった資料等を作成いただき、次回の開催までに各委員に送付してください。また、委員の方は資料を見られてご意見等があろうと思いますので、次回の審議会でご意見をいただきたいと思います。

【事務局】

わかりました。

【委員】

本日はこれで終了します。次回の開催は、12月9日（月）の10時からです。

会議録

会議名	第2回 山陽小野田市特別職報酬等審議会
会議日時	平成25年12月9日(月) 10時~12時
開催場所	市役所3階 大会議室A
出席者	尾崎燎子委員、河口レイ子委員、塩田賢二委員、田中剛男委員、信次満知子委員、平田武委員、藤村嘉彦委員、宮本政志委員、吉川邦男委員
欠席者	伊藤博夫委員
説明者	議会事務局長 古川博三、議会事務局次長 清水 保
事務局等	人事課長 小野 信、人事課主幹 大谷剛士、人事課人事係長 山本満康
会議次第	<p>議題</p> <p>(1) 追加諮問（市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の退職手当の額について）</p> <p>(2) 市議会議員の活動状況について</p> <p>(3) 市議会議員の議員報酬の額について</p> <p>(4) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び退職手当の額について</p>
会議内容	<p>○事務局から山陽小野田市特別職報酬等審議会に関する規則第5条第3項の規定により会議が成立することを報告</p> <p>【事務局】 議題にあるとおり市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の退職手当の額について追加諮問させていただきますので、給料の額と合わせてよろしくお願いしたい。</p> <p>【委員】 事務局から追加諮問がされた。よろしいか。</p> <p>【全員】 了解。</p> <p>【事務局】 まず、市議会議員の活動状況について、議会事務局に説明させる。</p> <p>【議会事務局】 議員の活動状況については、本会議や委員会における審議、また</p>

その報告会、懇談会等についての説明とさせていただく。議員の活動はそれ以外にも多岐にわたるが、公務以外のことは説明しかねるので、ご留意いただきたい。

- ・本会議や委員会における審議だけでなく、平成24年4月施行の山陽小野田市議会基本条例に基づき、以前と比べ活発に活動（議会報告会、市民懇談会、政策討論会、自治会懇談会等）
- ・常任委員会とは別に横断的な事案、その時々の事案、特に必要な事案等は特別委員会を設置（審議回数は増加）
- ・議員報酬とは別に政務活動費があるが、研究研修、調査、資料図書等の購入、広報活動等に充てHPでも公表
- ・以前は執行部提案のものを審議することが中心であったが、議会の機能向上を図るために、監視機能、政策立案機能、情報発信・収集機能等の向上に努めている。
- ・議会の責任において議員定数や議員報酬についても検討・提言

【委員】

議会事務局からの説明に質疑はないか。

【委員】

議会機能向上特別委員会において議員報酬が検討・提言されているが、内容を教えていただきたい。

【議会事務局】

このことは既に報告しており、内容は次のとおり。

「本市議会の議員報酬は一般議員で月額37万円であるが、現在約24.812%カットされている。議会機能を向上させるためには、各世代から議員が選出されることが望ましいが、若い世代が議員を志さない大きな理由の一つに報酬の削減があると考えられる。したがって、議会機能を向上させるためには、報酬削減を廃止すべきである。」

【委員】

政務活動費に領収書の添付はされているのか。

【議会事務局】

当然、添付してもらい、政務活動費に該当するか否かを確認し支出。監査委員のチェックも受けている。

【委員】

議員は非常勤なのか。

【議会事務局】

非常勤の特別職である。

【委員】

市長には退職金があるが、議員ではない。議員報酬にはそれも加味する必要があるように感じるが。

【議会事務局】

非常勤であるから退職金はないが、以前は議員年金があった。しかし、それも廃止された。それらを加味するか否かは、事務局では答えかねるが、全国的な議論を見ると、将来、何らかのものが検討されるかもしれない。

【委員】

報道等の議論では、議員報酬は、生活給ではないのではないかという意見が大半だが、最近では生活給に値するのではないかという意見も出始めている。議員がこれだけ活動している状況を考えれば、生活給のように感じるがいかがか。

【議会事務局】

お答えしかねる。

【委員】

他の自治体で若い人が仕事を辞め立候補し議員になったが、議員報酬が安く生活できないからと議員を途中で辞めたという事例がある。先程から説明を聞いていると、委員会の回数も増え、報告会や懇談会もあり、常勤に近い公務日数にもなるのでは。少なくとも議員をすることで生活が成り立つ必要があると感じる。

【委員】

議員の中で、仕事がある人と議員だけされている人の割合は。

【議会事務局】

はっきりとした人数は把握していないが、他の仕事を持つておられるのが数名。平均年齢が 61、62 歳だと思うので、定年されている方が多いように感じる。

【委員】

以前、調べたのですが、改選前の 24 名の時は、会社経営者が 7 名、団体役員が 2 名、無職が 15 名。年齢別では 30 代 1 名、40 代 1 名、50 代が 11 名、60 代が 10 名となっている。

【議会事務局】

60 歳以下で無職の方は、党や団体の役員であったり、主婦であつたりと、議員報酬だけで生活されている方はおられないと思われる。

【委員】

議員によって活動した日数が異なると思うが、多い少ないどちら違うのか。

【議会事務局】

先程配付した資料でみると、議会報告会は全議員が3班に分かれて分担し全議員参加、市民懇談会は内容に応じて所管委員会の議員が参加、政策討論会は全議員が参加、自治会懇談会は地域担当別で必ず全議員がいずれかの開催に参加、また、今回設置した広報広聴特別委員会は3分の2の議員が参加ということになっており、議員によって濃淡はあまりない。

【委員】

前回の審議会で出たのだが、会期中以外の出務手当の2,000円について説明していただきたい。

【議会事務局】

数十年前からあるもので、閉会中の委員会等に出席された際に支出している手当。昔はどこの市にもあったが、今は本市だけ。他市では開会中、閉会中に関わらず距離等に応じた実費を弁償している。

【委員】

報告会や懇談会に出席した際も出務手当が支払われるのか。

【議会事務局】

支払っていない。

【委員】

報告会や懇談会は、1回がどれくらいの時間なのか。

【議会事務局】

1時間半から2時間程度。

【委員】

議員が地元の要望や支援団体からの要望などを受け、それを市政に反映させるといった活動については把握していないのか。

【議会事務局】

だれがどれだけ活動しているのかは把握していない。

【委員】

自治会懇談会は、議員が自発的に行っているものか。

【議会事務局】

議会報告会や政策討論会は議会が能動的に実施しているが、自治会懇談会は自治会からの要望により議会が出向いて行ったもの、受動的に実施したものである。

【委員】

以上で議会事務局からの説明、質疑応答は終了する。

～ 休憩 ～

【委員】

新たに配付された資料について事務局から説明をお願いする。

【事務局】

今回配付した資料に基づき説明

- ・合併後の決算状況、財政状況等を説明
- ・平成23年度の審議会の事務局発言「補助金等の市民サービスを回復」について説明
- ・議員の期末手当について説明
- ・出務手当と実費弁償について説明
- ・職員の入件費及び民間賃金の推移について説明
- ・宇部市の答申書及び審議内容について宇部市の公表資料に基づき説明
- ・現行の給料額及び議員報酬額、カット率を変更した場合の試算値、県内市及び類似団体比較について説明
- ・市長等の退職手当について説明

【委員】

質問はないか。

【委員】

議員の期末手当については、支給しても支給しなくてもよいということ。

【事務局】

法的にはそうだが、支給していない団体は見受けられない。

【委員】

合併後の1回目の審議会では、民間企業にならって財政状況が悪いのだから議員の期末手当をカットしようという考え方で現行のカットが始まったもの。議員の期末手当を支給しないということはできないから月額報酬をカットすることになった。

そもそも議員の期末手当について支給しなくても法的には問題ないのであれば、月額報酬をカットする必要もなかったのでは。

ただ、他の団体も議員の期末手当を払っていないのであれば難しいのかもしれないが。

【事務局】

日本ではボーナスというのが一般的にあるので、議員の期末手当の支給を廃止するとなると、心理的な痛手となる。結局、その分、

年間の収入を削減する方向で議論されたのだと思われる。

【委員】

資料①の「自治体議会議員の新たな位置づけ」の「1 現行の公費支給制度」の「(1) 報酬について」に、

『地方自治法第 203 条にいう報酬は、常勤職の給与とは異なり、提供した役務の対価であると解される。

<中略> 月額で支給することができる。

<中略> また、期末手当についても、<中略>本来支給するものではないが、支給できることとされており、実際に支給されているのが実態である。こうしたことから、議員に対する報酬の性格と議員の身分取り扱いとの関係が不明確になっている。』
とあり、これが全国的な常識となっているということで良いか。

【事務局】

そうである。

【委員】

2 年前の審議会では、議員に期末手当を支給しないということはできない、と事務局から説明されている。

【委員】

仕事を持っている議員とそうでない議員がいるが、それぞれの報酬とどう考えていくか難しいが、人によって分ける訳にはいかない。ただし、大前提として常勤職員の給与とは違うと明確に書かれているので、それを基本に考える必要があるかもしれない。

【委員】

前回、市長の「選ばれた人の給料（報酬）を減らすことはまずいと誰かから言われた」という発言があったが、例えば、カットを戻したり、カット率を下げたりしても財政上は問題がないのか。

【事務局】

削減してきたものを戻せば、その分の支出が増えることになるので、問題がない訳ではない。

【委員】

今回配付された財政状況に関する参考資料で、人件費の削減幅が大きいが、逆に扶助費は増加しており、今後も増えることが見込まれるとあった。人件費についてはどこまで増やせるものか。

【事務局】

職員給与のカットについては、平成 26 年度は廃止することとしているが、人件費が 1 億増えたからと言って、収入も 1 億増えるという訳ではない。どこまで増やせるかということを説明するのは非

常に難しい。

ただ市長は、合併後7年、8年、あらゆるカットを続けてきて、そろそろ見直すことが必要であると考えておられる。特別職の報酬については、この審議会で答申された内容をそのまま反映させる意向である。

【委員】

報酬審議会は、額がいくらと金額を決めるというよりは、その額が水準として妥当かどうかを審議すべきだと思う。

本来、民主主義は、多種多様な人の意見が反映される必要があるが、報酬が少ないから、志を持って市のために頑張ろうという若く意欲のある人の芽を摘んでいる。議員が市のため市民のため頑張っているか否かの評価は、市民がしっかりと見れば良い。それを考えれば、最低でも現行のカットは無くした方が良いと考える。

それと財政状況の関係だが、例えば本市の倍の人口規模の防府市と生活保護費は同じくらいの額、ゴミのリサイクル率は県下でも非常に悪い。市民が甘えているように感じる。歳出削減のため市民がもっと努力すべきだと考える。

市の全体予算からすれば、市長、議員、職員のカットが無くなつたからと言って右往左往するものではない。もっと市民に責任というか、義務を果たしてもらうよう、違う観点から今回の審議会の答申に導いていただければと思う。

【委員】

ご意見ありがとうございます。

この審議会は、何回開催してもよいのか。

【事務局】

開催時期が遅くなつて申し訳ないが、最終的に、来年度の予算へ反映させる必要があり、遅くとも1月中旬までには答申していただきたい。

【委員】

では、次回の会議日程を決めたい。

【事務局】

12月25日から27日までの間で調整をお願いする。

【委員】

次回、第3回は、12月25日の午後14時から開催する。